



～妊婦さんが安全・安心で健やかな出産を迎えるために～

12月1日から妊婦健診の 公費負担回数が5回に増えます



松前町では、妊婦の方が安全・安心で健やかな出産を迎えることができるよう、妊娠中の疾病の早期発見と治療につなげることを目的に、公費負担による妊婦健診を実施しています。（妊娠届出時に受診票を交付しています）このたび、国の「新しい少子化対策」の中で妊婦健診の拡充についての方針が打ち出されたことを受け、12月1日以降、これまでの妊婦健診の助成を2回から5回に増やすことになりました。

C型肝炎検査や子宮頸がん検診、超音波検査など週数に応じて新たな検査項目を追加し、内容も充実します。この妊婦健診拡充が、より安全・安心な健やかな出産につながり、さらには少子化の解消の一助となることを期待しています。

● 現在妊娠中で、松前町在住の方へ ●

（新受診票の使用について）

❁ 新受診票の利用開始日

平成19年12月1日から

※旧受診票（ピンク色の表紙の冊子）は、平成19年12月1日から使用できなくなりますのでご注意ください。

❁ 新受診票の利用可能回数・内容

平成19年12月1日時点の妊娠週数などに応じて決まります。

（1回から最大5回まで）



（受診票の差し替え・交付について）

❁ 受診票の差し替え・交付は保健センター窓口にお越しいただき、窓口での交換・交付となります。母子健康手帳と旧受診票をご持参の上、お早めに手続きにお越しください。

❁ 今回の助成の対象となり旧受診券の交付を受けている妊婦さんには、11月下旬、個別にお手紙でご案内をお送りしています。（11月末までに届いていない場合は下記までご連絡ください）詳しい内容につきましては、案内に記載していますのでよくご確認ください。

（転出・転入のかたへ）

❁ 町外から転入された妊婦さんは、保健センターの窓口で松前町の受診票の交付を受けてください。（母子健康手帳や出産予定日のわかるものをご持参ください）

❁ 町外へ転出する場合は、転出先の市町村へお問い合わせください。

お問い合わせは、松前町保健センター ☎985-4118まで